

老齢基礎年金裁定請求書/支給繰下げ請求書

職員記入欄

本来請求

繰下げ
繰下げみなし
(5年前)

繰下げ

特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方または、老齢基礎年金/老齢厚生年金の受給権者が、66歳以降に老齢基礎年金/老齢厚生年金をさかのぼって請求するときまたは、繰り下げて受けようとするときの請求書。

右面の「記入上の注意」をよく読んでからご記入ください。

令和 8年 8月 25日 提出

*共済組合等の加入期間がある方は、個人番号(マイナンバー)及び基礎年金番号の両方をご記入ください。

*複数の年金を受け取っているため年金証書の年金コード(4桁)が複数ある場合、左詰めで続けてご記入ください。

個人番号(マイナンバー)*	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
① 基礎年金番号												
年金証書の年金コード*	1	1	5	0								
② 生年月日	昭 和	3	0	年	0	6	月	1	0	日		
③ 住 所	〒 2 7 7 - 0 8 4 2 千葉県柏市末広町1234											
④ (フリガナ)	コバヤシ マサヒコ											
氏 名	小林 正彦											
⑤ 連 絡 先	04 - 6543 - 1234											

希望する年金の受取方法に○印をつけてください。

⑥ 老齢厚生年金の受取方法	老齢厚生年金を既に受給中の場合は右の欄にチェックしてください。 ☒	ア 老齢厚生年金を現時点で繰り下げて受け取ります。
		イ 老齢厚生年金を65歳(受給権発生時点)までさかのぼって受け取ります。 70歳後に請求する場合は、請求の日の5年前の日の翌月分からの受け取りとなります。
		ウ 老齢厚生年金は今回請求しません。 (後日、あらためて老齢厚生年金の請求を行う予定です。)
⑦ 老齢基礎年金の受取方法	老齢基礎年金を既に受給中の場合は右の欄にチェックしてください。 ☒	ア 老齢基礎年金を現時点で繰り下げて受け取ります。
		イ 老齢基礎年金を65歳(受給権発生時点)までさかのぼって受け取ります。 70歳後に請求する場合は、請求の日の5年前の日の翌月分からの受け取りとなります。
		ウ 老齢基礎年金は今回請求しません。 (後日、あらためて老齢基礎年金の請求を行う予定です。)

⑧ 生 計 維 持 申 立

配偶者および子の氏名	生 年 月 日	個人番号(マイナンバー) または基礎年金番号	受給権者 との続柄	障害の状態の有無
(フリガナ) コバヤシ 恵子 小林 恵子	昭和・平成・令和 34年 9月 18日	234567890123	妻	ある・ない
(フリガナ)	平成・令和 年 月 日			ある・ない
(フリガナ)	平成・令和 年 月 日			ある・ない

☒ 上記の者は、受給権を取得した当時から引き続き生計を維持していることを申し立てる。☒ 上記の配偶者によって、私は生計を維持されていることを申し立てる。(生計維持申立欄中 ☒ は、いずれか該当する方に「✓」を記入してください。)

令和 8年 8月 25日

受給権者氏名 小林 正彦

[記入上の注意]

黒インクのボールペンでご記入ください。鉛筆や、摩擦に伴う温度変化等により消色するインクを用いたペン又はボールペンは、使用しないでください。

- ・ ⑥および⑦は、希望する年金の受取方法に○印をつけてください。

アに○印をつけた場合

原則、請求した日※の属する月の翌月分から増額された年金を受け取れます。

※ 75歳到達後に繰下げ請求を行った場合は、75歳到達日に繰下げ請求を行ったものとみなされます。

イに○印をつけた場合

65歳時点の年金額をさかのぼって受け取れます。ただし、70歳到達後に請求する場合は、請求した日の5年前の日に繰下げ請求をしたものとして、5年前の日の属する月の翌月分から増額された年金※をさかのぼって受け取れます。

※ 障害年金や遺族年金を受給している場合など、増額されない場合があります。

ウに○印をつけた場合

繰下げを希望する時期にあらためて手続きが必要になります。

<繰下げ請求の注意点>

障害年金や遺族年金などの他の年金の受給権がある場合は以下の点にご注意ください。（障害基礎年金または旧国民年金法による障害年金のみ受け取る権利がある場合の老齢厚生年金は除きます。）

- ① 66歳の誕生日前に、障害年金や遺族年金などの他の年金の受給権を有した場合、繰下げの請求を行うことはできません。
- ② 66歳の誕生日以降、障害年金や遺族年金などの他の年金の受給権を有したことがある方が、それ以後、支給繰下げの請求をした場合は、他の年金の受給権を有した日において支給繰下げの請求があったものとみなされます。

- ・ ⑧欄には加給年金額の対象者である配偶者および子（18歳到達日以後の最初の3月31日までの間にある子または国民年金法および厚生年金保険法の障害等級の1級または2級に該当する障害の状態にある20歳未満の子）を生計維持している場合または、加給年金額が加算されていた配偶者に生計を維持されていた場合にご記入ください。

職員記入欄（以下は記入する必要はありません。）

65ー	老厚 老基	老基	老厚	受 付 年 月 日			時効 区分	共 済 他 年 金 欄	
本 来	本来	01	21	05 14 11 24	年	月	日		
	みなし増額	33	43	53	年	月	日		
繰下げ		03	13	23	年	月	日		
54ー	改 定 年 月 日			配 状	配 状 年 金 コー ド	受 付 年 月 日		時効 区分	年 金 種 別
事 由	年	月	日			年	月	日	☐ 機 構 ☐ 国共済 ☐ 地共済() ☐ 私学共済
	年	月	日			年	月	日	
	年	月	日			年	月	日	

実施機関等

受付年月日

[この請求書に添えなければならない書類]

1. 受給権者の生存に関する市区町村長の証明書または戸籍抄本（①欄に個人番号（マイナンバー）を記入することで省略できます。）
※ 受給権者の生存に関する市区町村長の証明書または戸籍抄本については、請求書提出日の1カ月前以降に交付されたものがが必要です。
2. 加給年金や振替加算が支給される条件に該当した場合は、以下の①または②の書類が必要になります。（詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。）
 - ① 老齢厚生年金に加給年金額の加算が行われる受給権者にあつては、次のア～ウの書類。
 - ア. 加給年金額の対象者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる戸籍抄本等
 - イ. 加給年金額の対象者が受給権者によって生計を維持していることを証明する以下の書類
 - ㊦ 世帯全員の住民票
 - ㊧ 加給年金額の対象者である配偶者または子の所得証明書等
※ 上記ア、イの書類は、ご本人や加給年金額対象者の個人番号（マイナンバー）を記載することで添付を省略できます。
ウ. 加給年金額の対象者のうち国民年金法および厚生年金保険法の障害等級の1級または2級に該当する障害の状態にある子があるとき（厚生労働大臣から診断書が不要である旨の通知を受けている方を除きます。）は、医師または歯科医師の診断書（この診断書用紙は、年金事務所にあります。）
また、次の病気やけがによるときは、レントゲンフィルム
 - ㊦ 呼吸器系結核 ㊧ 肺化のう症 ㊨ けい肺（これに類似するじん肺症を含む。）
 - ㊩ その他認定又は審査に際し必要と認められるもの
 - ② 老齢基礎年金に額の加算（振替加算）が行われる受給権者にあつては、次のア～イの書類
 - ア. 配偶者と受給権者の身分関係を明らかにすることができる戸籍抄本等
 - イ. 配偶者によって受給権者が生計を維持していたことを証明する以下の書類
 - ㊦ 世帯全員の住民票
 - ㊧ 受給権者の所得証明書等
※ 上記ア、イの書類は、ご本人や配偶者の個人番号（マイナンバー）を記載することで添付を省略できます。
- ◎ この請求書を提出する際に住所を変更している方は住所変更届を、氏名を変更している方は氏名変更届を、年金の受取口座の変更を希望する方は受取機関変更届を添えてください。

<添付書類の取扱いについて>

- 添付書類は、「コピー可」と記載されているもの以外は、原本を添付してください。
- 戸籍謄本、住民票等（年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除きます。）の原本については、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいた上で、お返しいたします。（第三者証明、診断書等、原本返却できない書類もあります。）
- ご本人や配偶者等の個人番号（マイナンバー）を記載した場合であっても、戸籍謄本等の添付書類の提出を求めることがありますので、ご了承ください。

「個人番号（マイナンバー）」について

請求書に記入された請求者本人の個人番号については、個人番号が正しい番号であることの確認（番号確認）および提出する方が番号の正しい持ち主であることの確認（身元（実存）確認）が必要です。
以下の(1)または(2)をご準備ください。

* 配偶者および子の番号確認・身元（実存）確認書類の提出は必要ありません。

(1)個人番号カード（マイナンバーカード）

番号確認と身元（実存）確認できる情報の両方が記載されているため、1種類で確認が可能です。

(2)以下の2種類(ア)とイ1種類ずつをご準備ください。

ア 個人番号が記載されている書類から1種類

住民票（個人番号記載のもの）または
通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）

イ 身元（実存）確認のできる書類から1種類

運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、
療育手帳、在留カード等

※身元（実存）確認のできる書類については、上記イ以外にも提出可能な書類があります。ご不明な点等は年金事務所にお問い合わせください。

【窓口で提出される場合】

上記(1)個人番号カードまたは(2)のアとイ1種類ずつの原本をご提示ください。

【郵送で提出される場合】

個人番号カードは、両面のコピーまたは(2)のアとイ1種類ずつのコピーをご提出ください。